

要請内容

	「安心はおいしいプラス」認証店 ※下記要請Aまたは要請Bのいずれかにご協力ください		非認証店
	要請A	要請B	要請C
営業時間	5時から <u>21時</u> まで	5時から <u>20時</u> まで	5時から <u>20時</u> まで
酒類提供	<u>可</u>	終日 <u>不可</u> （持込含む）	終日 <u>不可</u> （持込含む）

※要請に応じていただけない場合は、県による命令・店舗名の公表や、過料（20万円以下）の対象となります（新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づくもの）

上記とあわせてご協力をお願いすること

- 同一グループ・同一テーブルを4人以下としてください
- 要請Aにおいては、酒類オーダーストップの時間は定めませんが、必ず21時までに営業を終了してください

要請期間

【第5期】令和4年1月27日（木）0時～令和4年2月20日（日）24時（25日間）
※やむを得ない事情がある場合は、1月30日（日）から

対象地域

大分県全域（まん延防止等重点措置区域）

対象施設

食品衛生法に基づく飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設等

◆具体例：レストラン、居酒屋、バー、スナック、ライブハウス、カラオケボックス、
宿泊施設において宿泊客以外に飲食を提供する飲食施設、**結婚式場（今回追加）**

◆対象外となる施設例（詳細は県ホームページQ&Aでお知らせします）
：テイクアウト・デリバリー専門店、スーパー・コンビニ等のイートインスペース

※要請開始日以降に開店した施設や、要請開始日より前に通常営業していない施設、要請開始日より前に適正な営業許可を取得していない施設、すでに閉店した施設は対象となりません

申請期間

要請期間終了後、速やかに申請受付開始予定です（詳細は後日公表）

認証店は、認証ステッカーと一緒に写真に写してください

申請方法

電子申請または郵送での提出を予定しています（詳細は後日公表）
営業時間短縮または休業の状況が分かる写真、資料等は、申請時に必要なので必ず残しておいてください

給付要件

- [要請A] 通常時、21時以降営業していること
- [要請B、要請C] 通常時、20時以降営業していること
- 要請期間において、時短要請に応じていない日がないこと
- 業種別ガイドラインを遵守していること

**協力金の不正受給は
犯罪です！！**

給付金額

1日当たり給付額(★) × 時短要請に応じた日数(店休日を除く)

※要請期間の途中で要請A→要請B(または要請B→要請A)に変更した場合は、全期間要請Aの給付額(2.5～7.5万円)が適用されます。
また、要請期間の途中で認証店となったことにより、要請C→要請Aに変更した場合も同様に、全期間要請Aの給付額(2.5～7.5万円)が適用されます。

店舗単位の
協力金算出・
給付となります

1日当たり給付額(★)

※詳細は県ホームページ及び申請要領にてご確認ください

令和2年の場合は÷60日

◆中小企業・個人事業者(売上高方式)

(※1)1日当たり売上高

令和2年または3年の飲食部門1・2月売上高(税別)の合計 ÷ 59日

「安心はおいしいプラス」認証店				非認証店	
要請A		要請B		要請C	
1日当たり売上高(※1)	1日あたり給付額(★)	1日当たり売上高(※1)	1日あたり給付額(★)	1日当たり売上高(※1)	1日あたり給付額(★)
8万3,333円以下	2.5万円	7.5万円以下	3万円	7.5万円以下	3万円
8万3,333円超 ～25万円未満	1日当たり売上高(※1) × 0.3	7.5万円超 ～25万円未満	1日当たり売上高(※1) × 0.4	7.5万円超 ～25万円未満	1日当たり売上高(※1) × 0.4
25万円以上	7.5万円	25万円以上	10万円	25万円以上	10万円

◆大企業(売上高減少額方式) ※中小企業・個人事業者も選択可

1日当たり売上高減少額(※2)の4割。ただし、上限額は以下のとおり

(※2)1日当たり売上高減少額

(令和2年または3年の飲食部門1・2月売上高(税別)の合計

－ 令和4年の飲食部門1・2月売上高(税別)の合計) ÷ 59日

令和2年の場合は÷60日

	「安心はおいしいプラス」認証店		非認証店
	要請A	要請B	要請C
上限額	20万円または1日当たり売上高(※1)の 3割のいずれか低い方	20万円	20万円